

平成21年7月17日(金)
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐：岡村 (内線) 2717
管理係長：近藤 (内線) 2718
(直通) 03 - 3595 - 2400

C型肝炎訴訟の和解について

本日、新潟地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告(患者数7人)についての和解。製剤の内訳は以下のとおり。

フィブリノゲン製剤	5人
第 因子製剤(クリスマシン)	2人

上記の症状は、死亡1人、慢性肝炎3人、無症候性キャリア3人である。

(参考)

和解等成立人数¹ 1113人

新規提訴等人数² 1475人 (7月16日現在)

1 「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数(患者数)である。また、調停が成立した3人を含む。

2 「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数(患者数)である。このうち、905人は既に和解等が成立している。